

# 島根労働局職員(共通)選考採用試験【係長級(一般職相当)]

## 募集要項

今般、島根労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する行政機関や民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

### 1 職種

島根労働局の常勤職員(厚生労働事務官)

### 2 業務内容

#### 【共通】

島根労働局及び公共職業安定所における労働行政に関する事務等を行う、係長相当職員の業務

※雇用均等行政を中心としたキャリアパスとなる場合を含みます。

### 3 募集人員

1名

### 4 応募資格等について

(1)以下の①～③の条件をいずれも満たす方

① 1964(昭和39)年4月2日～1993(平成4)年4月1日生まれの方。  
② 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11年以上
- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
- ・ 高等学校を卒業した者 15年以上

③ 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2)以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入了した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定期までに国家公務員法第81条の6（定年による退職）に定める定年に該当する方（令和7年度における定年年齢は62歳）

## 5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記12を参照ください。

## 6 採用日

令和8年3月1日を予定しています。

## 7 勤務地

### 【共通】

島根労働局又は公共職業安定所

※ 入省後は、島根労働局や島根県内のハローワークに勤務し、1～3年の間隔で人事異動があり、それに伴い転居が必要な場合もあります。

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

休暇には、年次休暇のほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇等）があります。

## 9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### (1) 履歴書及び職務経歴書

様式は問いません。履歴書には写真を貼付ください。一次審査は経歴と論文の内容を総合的に審査しますので、学歴、職歴(職業紹介、助成金、雇用保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については、詳細にお書きください。)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

### (2) 論文

島根労働局職員としての視点から、下記のテーマについて論じてください。  
「ハローワークで取り組んでみたい求職者支援」

現時点において、最も必要とされている、または効果的であると考える取り組みについて具体的に論じてください。(1,200 字程度)

※パソコンを使用の場合は、A4縦の様式に横書き、手書きの場合は、市販の原稿用紙で作成して下さい。

※テーマ、氏名を記入のうえ、作成して下さい。

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「社会人選考」と明記した上で、島根労働局総務部総務課人事係あて郵送(直接持参也可)してください。

宛先は下記 13 のとおりです。応募の秘密については厳守します。

なお、応募される方はハローワークを通して紹介状の添付をお願いします。

また、応募書類については、目的外に使用しないことを約し、不合格者の応募書類は、こちらで処分させていただきますが、書類の返却を希望される場合はその旨履歴書提出時に申し出いただくか、自由記入欄等に記載ください。

(返却は審査終了後となり、返却時期の相談には対応しかねますので、予めご了承ください。)

## 11 応募期限

令和8年1月7日(水)

※ 応募書類は当日の消印有効(持参の場合は当日 17:00 まで)

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただくことがありますので御留意ください。

## 12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和8年1月中旬予定

※応募者全員に結果を通知します。(電話または郵送予定)

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和8年1月 19日(月)実施予定

(詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者へ通知します。)

(合格者発表)

令和8年1月23日(金)予定

※島根労働局 HP 上の「職員採用情報」内にて第2次選考対象者のうち最終合格者の試験番号を掲載します。なお、最終合格者へは別途、連絡します。

## 13 応募等に関する照会先

島根労働局総務部総務課人事係 担当 山崎、安田、山本

所在地:島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎5階

電 話:0852-20-7005(直通)

### 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給)及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます(24万円～35万円程度:一般的な例)。
- 2 なお、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。  
扶養手当…扶養親族のある者に、配偶者月額 3,000 円、子1人につき 11,500 円～等  
住居手当…借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に、月額最高 28,000 円  
通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額  
(1か月あたり最高 150,000 円)  
期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1 年間に俸給等の約 4.60 か月分  
(令和7年度実績)